

当JAで年金をお受取りのお客さまへ



©よりぞう

JA マル得

金利上乗せ

定期積金

お取り扱い期間：令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

店頭表示
利率

+

1.0%

最大

- 【契約期間】◆ 1年以上3年以内（掛込周期は1か月）
【掛込金額】◆ 1回あたり5,000円以上50,000円以下
（お一人様1契約限り・前納積立のお取り扱いはできません）
【ご利用いただける方】◆ 当組合で年金をお受取りの方（新規を含む）
【上乗条件】◆ ①公共料金・税金の口座振替契約が2件以上ある方
店頭表示利率 **+1.0%**
②上記以外の方
店頭表示利率 **+0.7%**

※JAへの振込が確認できない場合は適用外となる場合があります。

年金とは、公的年金〔国民・厚生・共済年金〕の他、税法上の公的年金等に係る雑所得に該当する年金とします。

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

 **JAよこすか葉山**

武山支店 TEL.856-2111

長井支店 TEL.856-2111

北下浦支店 TEL.848-0611

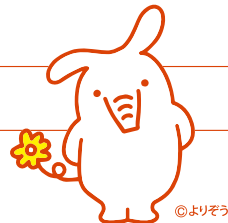
くりはま支店 TEL.835-0555

衣笠支店 TEL.852-0428

大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111

【商品概要説明書】



商 品 名 (愛 称)	●年金受給者専用定期積金〈定額式〉「愛称：JA マル得定期積金」
ご利用いただける方	●個人 ●当JAで年金振込の受取を既に開始している方 ●当JAに年金振込の受取を新規に指定していただける方 ※対象となる年金・・・公的年金（国民・厚生・共済年金）の他、税法上の公的年金等に係る雑所得に該当する年金とします。 ※諸事情により、年金の振込が全額停止されるなど、年金の振込が当JAで確認できない場合には、預入の対象となりません。
期 間	●1年以上3年以内
払 込 方 法 (1) 払 込 方 法 (2) 払 込 金 額 (3) 払 込 単 位	●契約期間内で掛金を分割して掛込いただけます。 ●年金受給口座からの自動振替による掛込となります。 ●掛込周期は1か月とし、前納積立のお取扱いはいたしかねます。 ●1回あたり5,000円以上50,000円以下。ただし、お一人様1契約限りとさせていただきます。（ご契約が満了するまで、新たに本商品はご契約できないものとします。） ●1円単位
払 戻 方 法	●約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給 付 補 填 金 利 (1) 適 用 金 利 (2) 支 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	●預入時の店頭表示利率に以下の①または②の利率を上乗せした約定利率を適用いたします。 ①公共料金・税金の口座振替契約が2件以上ある場合 店頭表示利率に1.0%を上乗せした約定利率を満期日まで適用します。 ②上記以外の場合 店頭表示利率に0.7%を上乗せした約定利率を満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利率を乗じて計算をします。 ●個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利については店頭のデジタルサイネージに表示しています。
手 数 料	———
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク対策室（電話：046-838-5027）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
その他参考となる事項	●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利率（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ●掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利率に準じて先掛割引金を計算します。 ●満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品の契約期間中は継続して当店舗で年金をお受取りいただくことが条件となります。 契約期間中に本条件が満たされない場合は、証書記載の利率に関わらず、契約日時点の定期積金の店頭表示利率を契約日に遡って適用する場合があります。